

最高裁秘書第84号

平成30年1月16日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年11月17日付け（同月20日受付，最高裁秘書第4680号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
裁判所書記官が作成する成年後見人の印鑑証明書について定めた文書(最新版)
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は，作成又は取得していない。

